

## 第2部 風水害予防対策計画

### 第1章 風水害予防対策

河川施設改修等の水防施設対策や河川高潮防御施設の整備等の高潮対策、崖崩れ対策、浸水想定区域における避難体制の整備等を推進する。

#### 第1節 水防施設対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所）

近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害が多くなっている。また、地球温暖化やヒートアイランド現象等によるとみられる災害外力増大の傾向があり、気候変動への適応策や有効な洪水対策の必要性が指摘されている。

千代田区には、神田川、日本橋川の2河川があるが、近年、台風や集中豪雨等によって水位が上昇し、下水道より河川へ排水ができないため内水が氾濫する被害が過去何度か発生している。

（水害被害調書→資料編 資料第38）

（千代田区浸水履歴図→資料編 資料第39-1~4）

水害に対する安全を確保するため、河川の改修をはじめ、遊水池の設置や下水道の建設及び再構築工事等の対応策をすすめるとともに流域全体として、河川への雨水の流出を抑えていく方策を展開していく。

#### 1 東京都豪雨対策基本方針

集中豪雨に対し対策を推進するため、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」が策定された。また、近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定が行われた。本方針の概要を以下に示す。

##### (1) 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

##### (2) 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

区内の設定状況は以下のとおり。

##### ア 対策強化流域

神田川流域、渋谷川・古川流域

イ 対策強化地区

東京駅丸の内口

(3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

2 河川施設改修

千代田区管内の神田川及び日本橋川は、局地的集中豪雨の発生などにより河川流量が増大する傾向がある。また、両河川とも河積が狭く屈曲も多いため護岸の改修工事を実施しているが、まだ一部未改修箇所がある。なお、一部橋梁においては、河積を狭めている箇所も見られ、一層の改修促進が必要である。

(神田川、日本橋川流域護岸改修及び区内橋梁現況図→資料編 資料第40)

河川概況

河川名	種別	総延長	区内延長	区 域	維持管理者	摘 要
神田川	一級河川	24.6km	3.5km	船河原橋～ 左衛門橋	千代田 区長	
日本橋川	〃	4.8km	2.8km	三崎橋～ 一石橋	〃	

(1) 事業計画

ア 神田川

神田川の護岸改修は、平成26年度末現在右岸（千代田区側）で、御茶の水橋上下流約1.2kmを残して完了している。

イ 日本橋川

日本橋川の護岸改修は、平成26年度末現在、護岸全延長8.6kmのうち約7.3km（改修率85%）を完了している。

(2) 注意を要する箇所

河川名	左右岸別	位 置	延 長	理 由	摘 要
日本橋川	左 岸	内神田2丁目（鎌倉橋下流） ～ 内神田1丁目（神田橋下流）	100m	常盤橋 左岸15m 右岸15m は工事施行	
		大手町2丁目（常盤橋）	15m		
	右 岸	大手町2丁目 （鎌倉橋下流）～ 一ツ橋1丁目 （雉子橋下流）	460m		
		大手町2丁目（常盤橋）	15m		
神田川	右 岸	神田駿河台4丁目 （聖橋上流）	100m	工事施行	

### 3 下水道の整備

(下水道幹線の計画図→資料編 資料第43)

#### (1) 整備状況

近年は、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や、大型台風、局所的集中豪雨の発生により、既に下水道が整備された地域でも、浸水被害が発生している。

都市における雨水の排除は下水道の基本的役割であり、下水道局では1時間50mmの降雨に対応できるよう幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。

しかし、これらの施設は完成すると確実な効果が得られるものの、事業効果が発現されるまでに長い年月と多くの費用を要する。

このため、従来の浸水対策事業に加え、「できるところから、できるだけ対策を行い、浸水被害を軽減させる」という整備方針で、緊急的な対応を図る雨水整備クイックプランや、将来計画している幹線などを先行整備し、一部貯留を行なうなどの浸水対策を推進している。

千代田区においては、既に下水道が普及されているが、浸水対策の一環として、半蔵濠幹線への一部貯留をはじめ、4施設で貯留を行なっている。

#### (2) 東京都下水道局「経営計画2013」における取り組み

多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築等に対応するため、都は「下水道構想2001」に基づく「経営計画2013」を策定し、取り組みを推進している。

区内における主な取り組みは、以下のとおり。

ア 1時間50mm降雨への対応

永田町を対策促進地区に指定

イ 大規模地下街での1時間75mm降雨への対応

東京駅丸の内口地区を地下街対策を実施する地区に指定

#### (3) 幹線管渠（下水道幹線の計画図→資料編 資料第43）

ア 低段幹線	三崎町 3-8 先から内神田 2-1 先まで
イ 飯田橋幹線	飯田橋 4-10 先から大手町 1-1 先まで
ウ 中段幹線	大手町 1-1 先から内幸町 1-1 先まで
エ 番町幹線	一番町 2 先から霞ヶ関 3-2 先まで
オ 丸の内幹線	丸の内 3-5 先から大手町 2-6 先まで
カ 錢瓶幹線	大手町 2-6 先から内幸町 2-2 先まで
キ 大手町幹線	大手町 2-6 先から大手町 1-1 先まで
ク 溜池幹線	永田町 2-15 先から霞ヶ関 3-2 先まで
ケ 不忍池幹線	外神田 6-10 先から外神田 6-13 先まで
コ 真島町幹線	外神田 5-3 先から外神田 1-1 先まで
サ 浅草幹線	和泉町 1-2 先から和泉町 2-1 先まで
シ 八重洲幹線	大手町 2-7 先から大手町 2-6 先まで
ス 馬喰町幹線	内神田 3-1 先から岩本町 1-12 先まで
セ 愛宕幹線	内幸町 2 丁目から港区へ
ソ 第二低段幹線	三崎町 3-8 先から内神田 2-1 先まで
タ 第二溜池幹線	紀尾井町から虎ノ門先まで（貯留管利用）、 虎ノ門先から中央区へ
チ 浅草橋幹線	外神田 6-1 先から外神田 4-11 先まで
ツ 半蔵濠幹線	一番町 2 先から紀尾井町まで（貯留管利用）

風水害対策編 第2部 風水害予防対策計画  
 第1章 風水害予防対策

- テ 日本橋川幹線 飯田橋2先から西神田3先まで（貯留管利用）
- ト 西神田幹線 三崎町3先から一ツ橋2先まで（貯留管利用）

(4) ポンプ所施設

区内には、汚水ポンプ所として銭瓶町ポンプ所と和泉町ポンプ所（下表参照）があり、それぞれ芝浦水再生センター、三河島水再生センターに送水して処理されている。一方、降雨及び低地帯の氾濫防止のために、中央区内の桜橋ポンプ所、桜橋第二ポンプ所、汐留ポンプ所（雨水のみ）及び浜町ポンプ所（汚水、雨水）で雨水排除が行われている。また、停電時には、ディーゼル及びガスタービン発電機等により、ポンプ所機能を確保している。今後は、風水害時にもポンプ所が機能確保できるような冠水対策を推進する。

【区内汚水ポンプ所の諸元】

名称		銭瓶町ポンプ所 (被遠制)				和泉町ポンプ所 (被遠制)	
所在地		大手町 2-6-2				神田和泉町 1	
ポンプ	口径	900 mm		1,000 mm		300 mm	150 mm
	揚水量	80m <sup>3</sup> /分	102m <sup>3</sup> /分		126m <sup>3</sup> /分	11m <sup>3</sup> /分	2.5m <sup>3</sup> /分
	原動機	150 kW	420 kW	340 kW	420 kW	15 kW	5.5 kW
	台数	1	2	1	2	2	2
排水能力	汚水	734,400m <sup>3</sup> /日				21,690m <sup>3</sup> /日	
	雨水	—				—	
自家用発電設備		3.15 kV 1,450 kVA ディーゼル駆動				200V 100 kVA ディーゼル駆動	

(5) 雨水貯留施設

- ア 日本橋川幹線暫定貯留施設 貯留量 9,000m<sup>3</sup>
- イ 第二溜池幹線・半蔵濠幹線暫定貯留施設 貯留量 71,000m<sup>3</sup>
- ウ 日比谷雨水調整池 貯留量 2,100m<sup>3</sup>
- エ 西神田幹線暫定貯留施設 貯留量 12,000m<sup>3</sup>

4 雨水の流出抑制対策

千代田区では、都市化の進行にともない、建物や道路舗装などの浸透能力の低い施設の拡大により、流域の保水及び遊水機能の低下で、台風や集中豪雨等による雨水が下水施設に集中し、下水の処理能力を超え道路冠水やビル等の地下室への流入など浸水被害が発生することがある。

このため、区では雨水の流出抑制対策として、河川の改修、下水道の整備等を国や都に要請するとともに、公園等区公共施設を利用した雨水の貯溜及び浸透施設の設置、歩道の保水・透水性舗装などによる雨水の地下浸透施設の設置等を行っている。

また、総合的な治水対策の一環として、平成6年11月に「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」を策定し、公共施設及び民間施設（敷地面積500㎡以上）に雨水流出抑制施設の設置を指導することにより、降雨による水害の軽減、防止を図っている。

さらに、平成9年度に策定した「千代田区都市計画マスタープラン」に基づき、道路や校庭など公共施設における透水性舗装、浸透ます等雨水流出抑制施設の整備、雨水利用の促進を積極的に進めている。今後は、小規模な民間施設や家庭においても整備を進めるために、雨水貯留タンクや雨水浸透ますの設置、駐車場等における透水性舗装や緑化などの取り組みを促進する。

## 4 内水排除

---

### (1) 施設の現状

千代田区内の下水管渠は、昭和初期に埋設したものが多く、都市化の進展に伴う流出量の増大等に対応するため、幹線の建設や再構築工事を実施し流化能力の向上を図るなど、順次更新をすすめる。

### (2) 強制排水

千代田区のうち特に三崎町、西神田地区は、低地のため河川への雨水の自然排水が困難なため、集中豪雨による浸水被害が発生し易い区域である。

このため、千代田区西神田3丁目10番地先の区有地に、西神田仮排水機所を設置し、強制排水による内水排除を行い、水害の発生防止につとめている。

## 5 気象情報、河川情報

---

千代田区内を流れる河川では、上流地域の著しい都市化の進展及び河川の改修等に伴う、遊水機能の低下と不浸透面積の拡大によって、河川への流入量の増加や流達時間の短縮等を招き、豪雨時に河川水位の急激な上昇が顕著である。

このような状況において、迅速かつ適切な水防活動を行うためには、広域的な情報と地域に密接な情報の正確かつ迅速な収集が不可欠である。

### (1) 現況

#### ア 広域的情報

区は、広域的な情報としては、区防災・危機管理課を通じ逐次、気象情報（気象庁発表情報、ウェザーニューズ）及び神田川上流区の降雨量・河川水位情報（杉並区・中野区提供）を収集している。

#### イ 地域に密着した情報

区は、地域に密着した情報としては、水防上必要な水位及び雨量情報として、水位計を日本橋川の雉子橋、新三崎橋、神田川の後楽橋の3地点、雨量計を本庁舎、外濠総合グラウンド、和泉橋出張所の3地点に設置し、常時監視態勢をとっている。

## 6 地盤沈下防止対策

---

地盤沈下が進行すると、洪水時の浸水増大などの被害をもたらすため、地盤沈下の防止が必要である。現在、都内での地盤沈下は沈静化の傾向にあるが、多くの地域でなおも年間数mm程度の沈下が生じていることから、都環境局は引き続き地下水揚水規制を推進していくとしている。

風水害対策編 第2部 風水害予防対策計画  
第1章 風水害予防対策

区は、区内における地盤の沈下量や観測井における地下水位の情報収集・監視を継続的に実施する。

## 第2節 高潮対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所）

### 1 河川高潮防御施設の整備

（神田川、日本橋川流域護岸改修及び区内橋梁現況図→資料編 資料第40）

伊勢湾台風級の高潮（A.P+5.10m）に対処しうよう、神田川、日本橋川の護岸の整備を促進する。

### 2 内水排除

台風の襲来により異常高潮の発生が予測される場合、水門を閉鎖することになっているが、その際多量の雨量があったとき、河川の水位が上昇し、浸水被害が発生する恐れがある。

これを防止するため、河川に流入した雨水をポンプにより防潮堤外に排除することになっている。

一方、区内の下水道管渠の大部分が合流式の管渠であり、雨天時に水量が増大すると河川等に吐口から自然放流される構造になっている。

この吐口は通常の河川水位より上位置に設置されているが、高潮による河川水位の異常上昇時に備え、各吐口の人孔内に防潮扉を設置し、河川流水の下水道管内への逆流による内水はんらん防止の一端をになっている。

また、自然放流されないものは、雨水渠に導かれ、雨水ポンプでくみ上げ、河川等へ強制排水している。

### 第3節 崖崩れ対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

崖や擁壁等の維持管理や対策等については、本来それらの所有者又は管理者が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行うほか、自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）によるがけ崩れ防止事業の推進に努める。

#### （1）急傾斜地崩壊による災害の防止

区内には、急傾斜地崩壊危険箇所が17箇所（平成26年3月末現在）存在している。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地の掘削や水の放流などがけ地に悪影響を及ぼす一定の行為を行うには、知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊による災害防止のために、土地所有者等に防災工事の施行、あるいは家屋の移転等を勧告することができるなど、様々な措置が可能となる。

#### （2）規制指導等の強化

区としては、崖や擁壁の所有者等に対する防災上の意識の向上を目指すと共に、既存の崖や擁壁等については、過去の資料等の整備充実を図るなどして、現状の把握がより正確なものとなるよう、将来にわたって日常の業務を通じて考慮していくこととする。

なお、防災上注意を要すると思われる崖や擁壁等については、その状況に応じて、所有者等に対して防災上の注意を促すことも考慮している。

また、崖地に近接して、建築物や擁壁等を設ける場合には、建築基準法、関係法令等により、防災上の指導を行っている。

## 第4節 土砂災害に関するソフト対策(防災・危機管理課、まちづくり推進部、都)

### 1 土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」(以下、「土砂災害防止法」という。)は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

### 2 土砂災害警戒区域等の指定

区部においては、都から平成32年までに「土砂災害警戒区域」が指定される予定である。

土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図る。

### 3 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が区に伝達されたときは、区内に17箇所ある急傾斜地崩壊危険箇所の住民等に伝達し自主避難を促すとともに、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

なお、土砂災害警戒区域の指定後は、警戒区域内の住民等に土砂災害警戒情報を伝達する。

## 第5節 浸水対策（防災・危機管理課、まちづくり推進部、都）

### 1 浸水想定区域

- (1) 水防法の改正(平成13年7月3日施行)により、国または都は、洪水予報河川について、河川整備の計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。また、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。

公表済河川(関東地方整備局管理区間)

多摩川	平成14年2月28日 指定・公表
荒川	平成16年9月10日 指定・公表
江戸川	平成17年3月28日 指定・公表
浅川	平成17年7月7日 指定・公表
中川・綾瀬川	平成18年2月15日 指定・公表
利根川(上流)	平成17年3月28日 指定・公表 (平成18年7月6日流域追加)

- ※ 千代田区の該当する浸水想定区域は、荒川流域である。  
※ 荒川の浸水想定区域は平成19年5月に改訂された。

- (2) 区は、東京都都市型水害対策検討会及び連絡会において作成された浸水予想区域図に基づき、平成12年9月の東海豪雨(総雨量589mm、時間最大雨量114mm)を想定し、神田川・日本橋川・隅田川(3河川とも荒川流域)が増水した場合の「千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ)」と、水防法の浸水想定区域図に基づき荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した「千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ荒川版)」を公表している。  
(千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ)→資料編 資料第41)  
(千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ荒川版)→資料編 資料第42)

### 2 浸水想定区域における避難体制確保

水防法の3度の改正(平成13年7月3日施行、平成17年7月1日施行、平成25年7月11日施行)により、区は、浸水想定区域の指定があったときは、区の地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなった。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
  - ・区長から直接
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
  - ・区では、区内26箇所に水害時(洪水等)の避難所(学校等の区立施設)を設置しており、水害時には迅速に避難所を開設し、避難するものとする。なお、これら避難所については、千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ)及び千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ荒川版)に記載してある。

(千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ)→資料編 資料第41)

(千代田区洪水避難地図(洪水ハザードマップ荒川版)→資料編 資料第42)

- (3) 浸水想定区域内に、地下街等、大規模工場等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地(ただし大規模工場等については、区の条例で定める用途・規模に該当するもので、かつ施設所有者等の申し出があったものに限る)なお、該当する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。また、地下街等については、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が水防法において義務づけられた。(地下街等以外の施設については努力義務。)
- (4) 避難体制の検討に当たっては、微地形や土木構造物(国道、鉄道等)等を考慮し、局所的な洪水による被害等が発生しないように留意する。

### 3 地下空間への浸水被害対策

地下空間への浸水被害対策は、大規模な地下街を有する区の取り組むべき課題の1つである。平成25年修正東京都地域防災計画「風水害編」には以下のように規定されており、区は、都と連携して地下空間への浸水被害対策に取り組む。

また、近年は小規模事業所、集合住宅、戸建て住宅などにおいても地下室や地下空間を有する建物が増加している。このため、区は、風水害時における地下空間の危険性や浸水対策の必要性等を区民に普及啓発する。

以下、東京都地域防災計画風水害編抜粋

- (1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

ア 浸水被害に強い家づくり、まちづくりの推進

地下街等、浸水被害にぜい弱な施設を対象とした「地下空間浸水対策ガイドライン(仮称)」を策定するなどにより、重点的に地下空間浸水対策を推進するとともに、区市町村と連携して、建物高の規制等との整合性を図りつつ、既存の助成制度の拡充や要綱・条例等により、高床建築や地浸水対策の実施を促すなど、浸水に強いまちづくりを推進していく。

イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、「施設別地下浸水対策計画」を策定するなど、先行的に対策を促進する。

- (2) 施設管理者等への情報提供

区市町村は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

- (3) 普及啓発

都は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

- (4) 区市町村への支援

都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

- (5) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間

の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

## 第2章 都市施設対策

通信、電気、ガス、水道施設の整備や道路及び鉄道・地下鉄施設の整備に取り組み、建造物の改造指導をはじめとする建造物対策を推進する。

### 第1節 通信施設（NTT東日本）

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱を招くおそれがあるなどその影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

本節では、これら通信施設の確保について必要な事項を定める。

#### 1 通信施設の整備

##### (1) 災害対策用機器の配備

###### ア 非常用移動電話局装置類

災害によりNTT東日本の交換機等所内設備が被災したときの代替交換機及び電源装置として非常用デジタル交換機、大容量可搬形電話局装置及び非常用電子交換機及び大容量可搬型電源装置を配備する。

###### イ 無線装置

行政機関、警察、消防等防災対策上重要な通信及び通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、各種災害対策用無線機及び移動無線車等の無線設備を主要地域に配備する。なお、衛星を利用した無線装置として従来の衛星無線車に加え、新たにポータブル衛星装置を配備する。

###### ウ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を都内主要地域に配備する。

###### エ 応急復旧ケーブル

災害によりケーブルが被災したときに活用するため、各種の応急復旧用ケーブルをNTT東日本ビルに配備する。

##### (2) 災害時措置計画

災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくし又は重要通信の確保を図るため、次の措置をとる。

###### ア 伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

###### イ 交換措置（う回路変更、接続規制等）

###### ウ 運用措置（手動台臨時中継、利用者案内等）

###### エ 特設公衆電話の設置

###### オ 災害対策用機器及び車両の出動と運用

##### (3) その他の計画

非常事態における動員計画については、管内各機関において災害の種類及び規模により応急復旧所要人員をあらかじめ把握し、動員順位を定めている。

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害対策活動を円滑にするため職員の非常配置、非常招集方法、部内外他機関への応援協力方法を定めている。

災害応急対策を円滑にするため、緊急に必要な施設用、事務用、設営用等の資材、物資を備蓄している。

(4) 電気通信設備の防災計画

災害が発生した場合において通信を確保するため、電気通信設備の整備拡充計画を策定している。

ア 被災地に対する通信が途絶しないようにする。

イ 被災地における重要通信の確保ができるようにする。

ウ 異常輻輳地域からの発信、若しくはこれに着信する重要通話を優先的に接続できるようにする。

エ 被災時においても、被災しない都市相互間の通信が途絶あるいはマヒしないようにする。

オ テレビ中継線が被災した場合においても、テレビプログラムの一部が聴視できるようにする。

カ 被災した電気通信設備を速やかに復旧できるようにする。

(5) 電気通信設備等の防災設計

災害の発生を未然に防止するため、必要な設計標準を定め、かつ、設計におり込んでいる。

ア 豪雨、洪水又は高潮等のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

## 第2節 ライフライン施設（東京電力、東京ガス、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所）

電気、ガス、水道施設における災害の未然防止又は早期発見に努め、かつ、可及的速やかに被害施設の復旧を図り、社会公共施設としての機能を維持するため、以下の予防対策を実施する。

### 1 電気施設の整備

#### (1) 計画の方針

- ア 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として対策を実施する。
- イ 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- ウ 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- エ 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- オ 電気施設の防災計画として、高潮対策、洪水対策、強風対策及び塩害対策を実施する。

#### (2) 施設の風水害対策

次表のとおり。

災害種別	設 備	対策の内容
高潮対策	送電設備	浸水のおそれのある場所に設置する場合は、電線ケーブル類のピット、ダクトの出入口など外部から浸水するおそれのある箇所を防水管などで防水対策を行っている。
	変電設備	新設の変電設備については、敷地地盤高を原則として計画高潮位以上とする。やむを得ず、計画高潮位よりも低くなる場合は、機器の防水対策を施す。
	配電設備	架空設備については、最高潮位 A.P.+4.7m の高潮においても、一般的に送電可能施設にしている。
	通信設備	通信設備は、原則として、計画高水位又は計画高潮位に対し、十分余裕のある位置に施設している。なお、やむを得ず浸水のおそれのある場所に設置する場合は、電線ケーブル類のピット、ダクトの出入口など外部から浸水するおそれのある箇所を防水管などで防水対策を行っている。
洪水対策	送電設備	既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
	変電設備	既往の浸水実績を勘案して、浸水に対する対策を行っている。
	配電設備	高潮対策に準じている。
	通信設備	高潮対策に準じている。

災害種別	設 備	対策の内容
強風対策	送電設備	電気設備に関する技術基準により実施している。
	変電設備	標準設計では、屋外鉄構の強度は、風速 40m/s の風圧に耐えるものとしている。
	配電設備	電気設備に関する技術基準により実施している。
	通信設備	電気設備の技術基準により風速 40m/ s の風圧に耐えうるものとしている。

### (3) 電気施設予防

- ア 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力の電気工作物の巡視点検（災害発生のある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- イ 配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。
- ウ 需要家の電気工作物について、新設または増設の際及びその後4年に1回調査して不良箇所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

## 2 ガス施設の整備

### (1) 施設の現況

#### ア 製造施設

ガス製造工場は、各工場とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。

ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

#### イ 供給施設

ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。

水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。

ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

### (2) ガス施設の定期検査

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

## 3 水道施設の整備

- (1) 浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

- (2) 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。
- (3) 風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム、取水堰等については、ゲート操作の円滑性を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。
- (4) 洪水時における各施設間の相互連絡、特に小河内ダム放流に係る緊急連絡のため、超短波による無線設備を有するとともに、放流の際の地元住民等への警告のため、ダム下流地点から羽村地点まで、サイレン(警報装置 22 箇所)を設置している。
- (5) 水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）の要件を備えている。

#### **4 下水道施設の整備**

---

水再生センター・ポンプ所では、都防災会議で示された最大津波高さ（T.P.+2.61）に対し、電気設備などの浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

### 第3節 道路及び鉄道・地下鉄施設（まちづくり推進部、第一建設事務所、東京都交通局、警察署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速）

#### 1 道路施設

(1) 施設の現況

震災対策編 第1部第2章第4節に準ずる。

(2) 予防対策

機 関 名	内 容
千代田区	<p>1 道路の透水性強化 都市型水害の防止を図るため、透水性舗装を行うとともに、浸透ます、横断U字溝を設置する。</p> <p>2 橋梁 落橋、流橋、冠水等を防止し、交通の安全を確保するため橋梁整備を行うとともに維持管理に努める。 また、橋梁の新設、改修等の際には、河川計画との整合性をとりながら橋梁を設計し、必要な流下能力を確保する。</p>
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	<p>交通信号施設 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。</p> <p>1 交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付け位置を必要に応じて見直す。</p> <p>2 背面板等風圧を受けるおそれがある施設の取付けは、必要最少限度とする。</p> <p>3 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズンを前に灯器用アーム並びに背面板等の点検補強を実施する。</p> <p>4 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。</p>
第一建設事務所	<p>1 道路 道路構造物及び道路付属物について、日常的な巡回点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、道路災害防除事業を実施する。</p> <p>2 橋梁 全橋梁について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。</p>
首都高速	震災対策編 第1部第2章第4節に準ずる

#### 2 鉄道・地下鉄施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

- (1) 施設の現況 震災対策編 第1部第2章第4節に準ずる  
(2) 防災設備等

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	<p>風水害の防止のため土留壁、法面工、落石止、排水溝の防災借置を講じるとともに、雨量計、風速計等を備え、常時監視している。</p>
東京都交通局	<p>1 駅出入口及びエレベーター出入口には、止水板を設けている。 AP+ 3.1m以下にある駅出入口、エレベーター出入口、換気塔（搬入口等）、宿泊所及び車庫・庁舎の開口部には、防水扉等を設置している。 なお、通風口を路面に設けている場合は、浸水防止機等を取り付けて、浸水防止に万全を期している。 また、浅草線の本所吾妻橋、新宿線の浜町、森下及び大江戸線の築地市場、蔵前にずい道内防水扉を設置している。</p> <p>2 強風に対しては、総合指令庁舎屋上及び新宿線荒川橋梁上に風速計を備え、各指令区が常時監視している。</p>
東京地下鉄	<p>1 駅出入口の浸水防止設備 駅出入口及びエレベーター出入口には止水板を設置している。特に地盤の低い江東地区等隅田川以東を通過する東西線の駅出入口高さはTP1.0m、有楽町線は、防潮堤内をTP1.9m、防潮堤外を6.7mにしている。 そのほか、ビルに直結した出入口は、ビル側が浸水防止対策を実施する協定等により、浸水防止設備の整備を図っている。</p> <p>2 換気口の浸水防止設備 換気口天端の標高がTP3.1m以下の換気口及び豪雨、洪水等の異常出水で路面冠水による浸水のおそれのある換気口には、駅からの遠隔操作で自動的に閉鎖できる浸水感知器付浸水防止機を設置して浸水を防止している。</p> <p>3 トンネル坑口の浸水防止 トンネル坑口は、高潮及び地形を考慮し高い壁を立ち上げて浸水を防止している。特に防潮堤外である有楽町線の辰巳坑口は、防潮堤よりも高いTP6.7mとしている。 さらに、万一それを超える高潮や津波による浸水に備えた防水ゲートを設けている。また、過去に神田川の増水で浸水被害のあった丸ノ内線中野車両基地坑口及び御茶ノ水坑口に防水ゲートを設けて、河川の増水による浸水に備えている。</p> <p>4 トンネル内浸水拡大防止設備 河川の氾濫、洪水、高潮及び津波等によるトンネル内浸水による被害の拡大に備え、トンネルの全断面を閉鎖できる防水ゲートを設置して、都心への被害が拡大するのを防止している。</p>

## 第4節 建造物対策（まちづくり推進部）

建物やその付属物を洪水や強風から守るために、所有者又は管理者が常時適切な防災措置を講じておくことが大切である。

建築基準法等では、防災のための一定基準を定めているが本節では、水害の危険が高い地域の規制指導及び屋外広告物の防災措置について定める。

### 1 建造物の改造指導

---

河川沿いの低地の建物について、浸水防止措置を講ずるよう指導する。

### 2 高床式建物の推進

---

出水危険の著しい地域において高床式の建物を建築する者に対し、建築費の一部を助成する方策について各種資金融資制度の中で検討する。

### 3 屋外広告物対策

---

当区は、市街化、高層化が進み、また細道が多いため、広告物の設置場所や形態の多様化及び数量の増大をもたらしている。このために強風雨による広告物の事故が予想されるので、設置の適正化及び維持管理について改善指導を図る。

### 4 土のう配置

---

道路冠水による、家屋への浸水を防止するため、浸水危険箇所附近の道路、公園等に水防土のうを配置し家屋の所有者又は管理者が速やかに浸水防止に対処できるようにする。

## 第3章 救援・救護体制の強化

震災対策編 第1部第5章に準ずる。

発災直後からの救援・救護活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

### 第1節 災害活動体制の整備（防災・危機管理課）

震災対策編 第1部第5章第1節に準ずる。

### 第2節 避難所・物資等の整備（防災・危機管理課）

震災対策編 第1部第5章第3節に準ずる。

なお、避難所等については、風水害による被害が発生しないように、水害時やがけ崩れにも安全な避難所及び避難所までの避難路を指定する。また、備蓄物資等についても浸水対策を実施する。

### 第3節 災害時要援護者対策・事前対策（防災・危機管理課、保健福祉部）

震災対策編 第1部第5章第7節に準ずる。

## 第4章 情報通信の確保

発災直後からの情報収集・伝達活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。

### 第1節 防災センターの機能（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

震災対策編 第1部第4章第1節に準ずる。

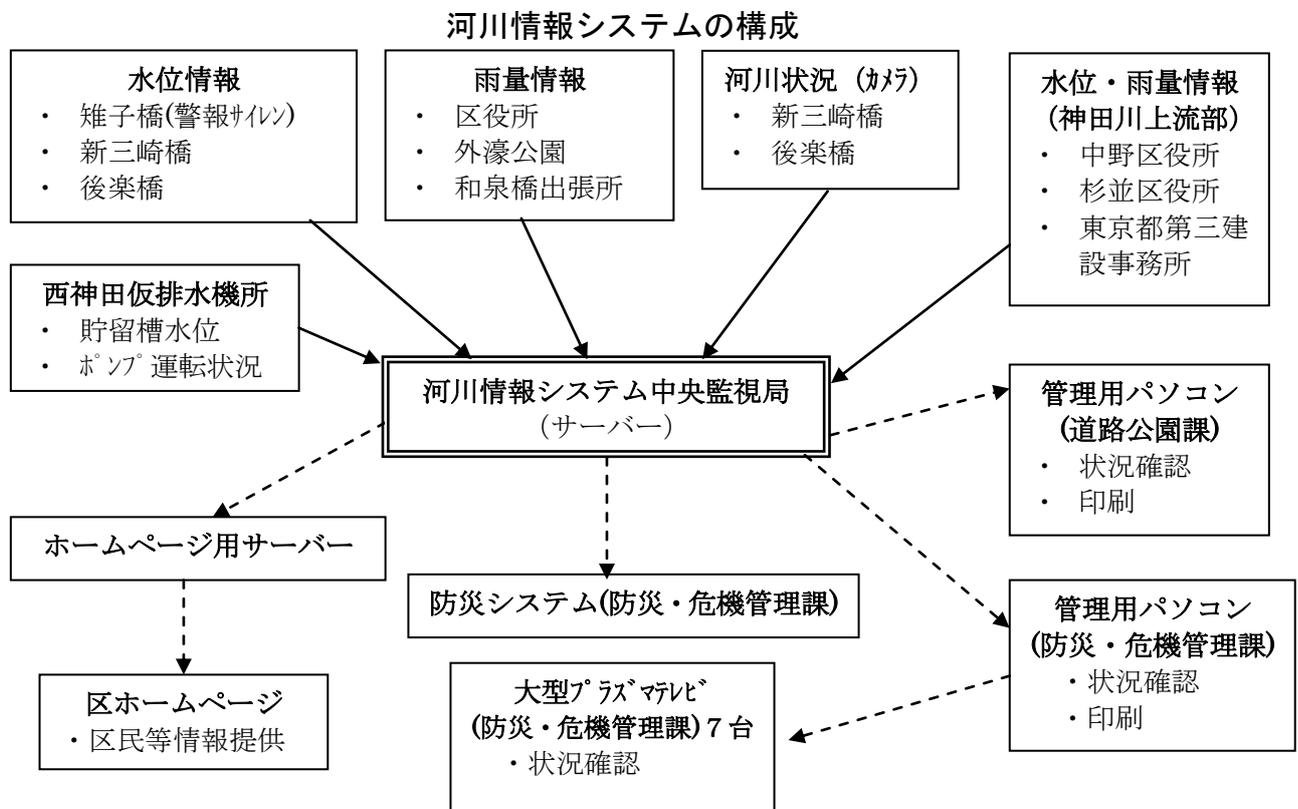
#### 1 高所カメラ

震災対策編 第1部第4章第1節1に準ずる。

#### 2 河川情報システム

河川情報システムは、豪雨・台風等の異常気象時における区民の生命・財産の安全を図るため、効果・効率的な水防活動に資する目的で、降雨量や河川水位等の情報を常時収集するとともに、これらの情報の集積・処理を行うものである。

本システムの構成は、下図のとおりとなっており、これらの情報を常に良好な状態で集積・処理できるよう、保守点検を実施している。



注：日本橋川水位が警戒水位（A P + 4.0m）を超えた場合、雉子橋に設置されている警報サイレンが自動的に鳴り付近住民に知らせる。

## 第5章 区民等の防災行動力の向上

区民・事業所等が自助・協助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を推進する。また、区民・事業所等が自ら風水害対策に取り組むよう、さまざまな機会を通じて啓発を実施し、区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

### 第1節 防災知識の普及（防災・危機管理課、子ども・教育部）

区は平常時から関係防災機関と緊密な連絡をとり、共同して又は単独に各種広報媒体を利用して、地域住民、事業所、学校の児童・生徒を対象にそれぞれに適した方法により、風水害に関する知識の普及活動を行う。

住民、事業所等の風水害に対する知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、各種広報活動を推進する。

#### 1 広報内容

- (1) 台風、津波、高潮、集中豪雨に関する一般知識
- (2) 家庭での風水害対策
- (3) 避難するときの注意
- (4) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- (5) 土砂災害に対する心得
- (6) 台風時の風に対する対策
- (7) 災害情報の入手方法
- (8) 応急救護の方法
- (9) 避難勧告等に関する取扱い（災害時要援護者避難向け準備情報を含む。）
- (10) 浸水想定区域や災害危険箇所等に関する知識
- (11) 過去の主な風水害事例
- (12) 風水害時特有の事象

#### 2 広報活動

チラシ、小冊子等の広報印刷物、ホームページを利用し、防災知識、応急救護知識の普及及び防災行動力の向上を図る。

#### 3 防災教育の充実

区は、児童生徒を対象とした防災思想の普及、町会、自治会等を単位とした講演会等の開催による防災意識の啓発、区民や事業所を対象とした応急救護知識及び技術の普及、事業所における応急手当の指導員養成、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成等を推進する。

また、区は地域住民等と連携を図り、次の内容を推進する。

- (1) 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、洪水ハザードマップ等を参考として、地域の防災対策に関する情報を提供する。
- (2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
- (3) 防災ボランティア活動について普及啓発する。
- (4) 地域住民等が合同で実施する避難訓練や避難運営訓練への支援を実施する。

## 第2節 地域防災組織の充実・強化（防災・危機管理課）

### 1 地域防災組織の充実強化

震災対策編 第1部第8章第2節に準ずる。

なお、平成25年度水防法改正により、水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し水防活動を行う「水防協力団体」の対象範囲及び活動内容が拡充された。区内の団体等から水防協力団体としての申請があった場合、区は、水防団等との連携を図る。

### 2 事業所防災体制の充実強化

#### (1) 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実

事業所の自衛消防隊は、水害を想定した自衛消防訓練の指導を推進し、次により事業所の自衛消防隊が活動能力の充実強化を図る。

ア 自衛消防隊活動中核要員の配置義務のある事業所（不特定多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所）では、火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者の配置が義務付けられ、水害時には一定の知識及び技術を持つ自衛消防隊活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進する。

イ 防火管理者の選任を要する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

ウ 防火管理者の選任を要しない事業所では火災予防条例第55条の4の規定により自衛消防活動を効果的に行うための自衛消防の組織を編成し、自衛消防隊の訓練を推進に努める。

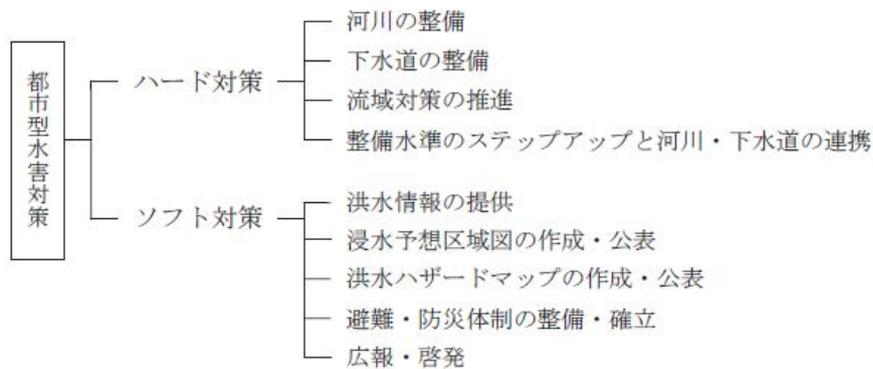
## 第6章 都市型水害へのソフト対策

区内の浸水実績図等を公表し、都市型水害に対する広報、啓発活動を実施するとともに、千代田区洪水避難地図（ハザードマップ）を作成し、都市型水害へのソフト対策を推進する。

### 第1節 基本的な考え方（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

行政間で連携して一層の治水事業の促進や組織的な水防活動を推進するとともに、水害防止に係るさまざまな情報をあらかじめ住民に周知して、住民一人ひとりが洪水の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えておくことなど、ハード・ソフト両面から総合的に都市型水害対策を実施する。

#### 【施策の体系】



### 第2節 広報、啓発活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

防災・危機管理課及び道路公園課では、次の広報、啓発活動を行っている。

#### 1 浸水履歴図の公表

昭和57年以降の浸水実績を示したもので、閲覧対応をしている。

#### 2 土のう配置図の公表

区内における土のうの配置箇所や土木資材置場、水防倉庫の所在を千代田区管内図に示し、希望者に対して閲覧対応をしている。

### 第3節 千代田区洪水避難地図（ハザードマップ）の作成と公表（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

震災対策編 第2部第15章第1節3に準ずる。

区は、東京都都市型水害対策検討会及び連絡会において作成された浸水予測予想区域図に基づき、区に関係する川（神田川、日本橋川、隅田川）が平成12年9月の東海豪雨と同程度（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）の大雨によって氾濫した場合を想定して、下水道管の排水能力や地形を考慮し、浸水する範囲と避難場所を示した地図を作成しており、防災・危機管理課、道路公園課並びに各出張所で公表・配布している。

また、平成19年6月には、国土交通省で指定した荒川流域の浸水想定区域図をもとに、洪水ハザードマップ荒川版を作成し、公表・配布している。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第41）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第42）

## 第7章 ボランティア等との連携・協働

震災対策編 第1部第7章に準ずる。

ボランティアやNPO、東京都等の関係機関との連携・協働活動を推進する。

**第1節 ボランティア・NPO団体との連携（防災・危機管理課、保健福祉部、都）**

**第2節 ボランティアの受入れ体制（防災・危機管理課、保健福祉部）**

**第3節 ボランティアの育成（防災・危機管理課、保健福祉部、まちづくり推進部）**

**第4節 東京消防庁災害時支援ボランティア（丸の内、麴町、神田各消防ボランティア）の育成及び活動（消防署）**

## 第8章 防災訓練(防災・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、日本郵便)

区民、事業所、大学、ボランティア団体等が「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本として防災訓練を実施し、連携や相互支援体制を構築してお互いが手を結び合い、助け合う社会システムを構築する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	<p>1 水防訓練 洪水高潮等による河川のはんらん並びに集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、水防態勢への移行並びに水防工法の習熟を図り、合せて防災関係機関の協力、連携体制の確立と緊密化を図るため実施する。</p> <p>(1) 参加機関 ア 千代田区 イ 区内各消防署 ウ 区内各消防団 エ その他関係機関</p> <p>(2) 訓練項目 ア 本部運営訓練 イ 情報通信訓練 ウ 広報活動訓練 エ 監視警戒訓練 オ 水防活動訓練 カ 資器材輸送訓練</p> <p>2 地下街等の指定団体に対する情報伝達訓練 区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図るため、防災機関相互において「千代田区防災行政無線定期交信訓練」を実施する。</p> <p>(1) 参加機関 ア 区各部 イ 防災機関</p> <p>(2) 実施時期 実施要領を定め、年1回定期的に実施する。</p>

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	1 水防訓練 風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ、能率的な水防活動を行うため、消防職員及び消防団員等に各種教育及び訓練を実施する。 (1) 参加者 消防職員、消防団員等 (2) 訓練項目 次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施する。 ア 部隊編成訓練 イ 情報通信訓練 ウ 本部運営訓練 エ 水防工法訓練 オ 救助救急訓練 カ その他水災時の活動に必要な訓練 (3) 実施時期 年1回以上実施する。 2 救助、救急訓練 風水害、大規模火災、爆発、電車の転覆等により、多数の傷病者（おおむね20名以上）が生ずる災害を想定し、要救助者の救出救助要領、応急救護並びに円滑な病院等への収容要領について実施する。 3 応急救護訓練等 区民、防災市民組織、事業所に対して、応急救護訓練、自衛消防訓練等の指導を実施する。
丸 の 内 警 察 署 麴 町 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。 (1) 訓練項目 ア 救助活動要領 イ 救命索操作要領 ウ 舟艇操作(船外機操法を含む。) エ 水防工法 オ 埋没者発掘要領 カ 簡易架橋 キ 避難誘導 ク 交通規制 ケ 照明資器材の操作要領 コ 災害重機の操作要領 サ 広報活動 シ 通信訓練 (2) 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

機 関 名	内 容
下水道局中部 下水道事務所	<p>風水害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、関係職員を講習会等に積極的に参加させるとともに、次の訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都下水道局防災訓練</li> <li>2 関東ブロック情報連絡訓練</li> <li>3 大都市間情報連絡訓練</li> </ol>
N T T 東 日 本	<p>(1) 防災訓練 下記に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 災害予報及び警報の伝達</li> <li>イ 非常招集</li> <li>ウ 災害時における通信そ通確保 (災害用伝言ダイヤル等の運営を含む)</li> <li>エ 各種災害対策用機器の操作</li> <li>オ 電気通信設備等の災害応急復旧</li> <li>カ 消防及び水防</li> <li>キ 避難及び救護</li> </ol> <p>(2) 総合防災訓練への参加 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
東 京 電 力	<p>(訓練項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報連絡訓練</li> <li>2 非常呼集や参集訓練</li> <li>3 復旧訓練</li> <li>4 消防避難訓練</li> <li>5 国及び自治体を実施する防災訓練への参加</li> </ol> <p>(実施時期・回数) 年1回以上(全店規模及び各事業所)</p>
東 京 ガ ス	<p>本社及び導管事業部を中心として訓練を実施する、また、国、都 縣市等行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加し、これに協力 する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全社一斉総合防災知識訓練(職員の招集を含む。)</li> <li>2 通信伝達訓練(一斉通報装置等による。)</li> <li>3 想定災害による机上訓練</li> <li>4 各種防災施設操作訓練</li> <li>5 国、都縣市等行政機関主催の防災訓練への参加</li> </ol>

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	<p>災害時における救助救命と早期運転再開に向けた復旧訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集・参集 (2) 情報連絡・情報提供  (3) 家族・社員安否確認 (4) 脱線復旧  (5) 初期消火 (6) 避難誘導  (7) 救出救護 (8) 列車防護  (9) 応急復旧 (10) 対策本部設置運営</p> <p>2 実施時期及び場所  「防災の日」前後に本社、支社及び各現場が一体となった総合的な防災訓練を実施しているほか、現場独自の計画による訓練も適宜実施している。</p>
東 京 都 交 通 局	<p>主な訓練は次のとおり</p> <p>1 異常時総合訓練</p> <p>(1) 脱線復旧訓練  (2) 鉄道施設復旧訓練  (3) 列車防護訓練  (4) 旅客の救出訓練  (5) 初期消火訓練  (6) 非常召集訓練  (7) 情報連絡訓練</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>(1) 減速運転訓練  (2) 次駅停止と注意運転訓練  (3) 保守部門 緊急点検訓練  (4) 職員非常参集訓練  (5) 災害時情報伝達訓練</p> <p>3 自然災害防止訓練</p> <p>(1) 止水板設置訓練  (2) 施設の復旧訓練  (3) 情報連絡訓練</p> <p>この他に随時、各駅において避難誘導訓練や止水板等設置訓練を実施している。</p>

機 関 名	内 容
東京地下鉄	<p>発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、地域防災ネットワーク及び職場ごとに、防災対策上必要な訓練を各種運動期間中に実施する。</p> <p>また、社員に対して平素から災害に関する基礎知識、災害発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、また全社員に救急救命技能講習を受講させている。</p> <p>(訓練項目)</p> <p>(1) 対策本部設置・運営訓練      (2) 減速運転訓練  (3) 一旦停止訓練                      (4) 情報伝達訓練  (5) 非常招集訓練                      (6) 避難誘導訓練  (7) 自衛消防訓練                      (8) 救護活動訓練  (9) 応急処置訓練                      (10) 連絡通報訓練  (11) 復旧訓練                            (12) 異常時総合想定訓練  (13) その他(各地域の防災訓練の参加等)</p>
首都高速	<p>災害時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 初動対応訓練  (2) 情報受伝達訓練  (3) 災害対策本部運営訓練  (4) 応急対策訓練  (5) 避難誘導訓練  (6) その他訓練</p> <p>2 実施回数  年1回以上</p>
日本郵便	<p>1 次の訓練を行う。</p> <p>(1) 非常災害対策本部設置訓練  (2) 情報伝達訓練  (3) 避難誘導訓練  (4) 災害応急対策訓練</p> <p>2 区が実施する総合訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>

